

	質問内容	回答
	<b>【概要】</b>	
1	県内旅行会社からの予約が、県民一家族一旅行割引適用の予約であるかの確認方法を教えてください。	栃木県内の旅行会社が発行し、お客様と手交する宿泊パウチャー又は宿泊クーポン等の書面に「割引証明書」が押印されているかをチェックイン時にご確認ください。
2	OTA事業者からの予約が、県民一家族一旅行割引適用の予約であるかの確認方法を教えてください。	OTA事業者からの予約内容で、県民一家族一旅行割引クーポンが適用されているかご確認ください。
3	旅行会社やOTAと契約していない（手数料が高い）のですが、どうしたらよいですか。	運用マニュアルに記載しております（株）全旅の「全旅クーポン」のご契約を行うことで栃木県内の旅行会社からのご送客契約が可能となります。手数料率も宿泊施設様の希望により設定することが可能となります。「全旅クーポン」詳細については（株）全旅へお問い合わせください。
	<b>【居住地確認】</b>	
4	チェックイン時に割引支援対象者が栃木県内居住であることを確認した際、対象者の中に県外居住者がいた場合、手続きはどうしたらよいですか。	補助対象外となります。 なお、割引適用者以外の方には地域限定クーポンをお渡ししないようご注意ください。
5	県外出身の栃木県内在住者で免許証等の住所変更を行っていない場合、どのように確認を行いますか。	住所変更を行う前の免許証等と現住所宛の郵便物等の提出を求め、本人確認を行ってください。
	<b>【地域限定クーポン】</b>	
6	地域限定クーポンが使用できないケース（店舗側として拒否できるケース）を教えてください。	半券が切り取られている場合や地域クーポンの偽造・変造・模造が疑われる場合、有効期限が切れている場合、旅行開始日の日付がない等の場合に地域限定クーポンとして使用することができません。
7	地域限定クーポンの開始日記入はスタンプ又は印刷等でも可能ですか。	事務局ではスタンプを用意していませんが、宿泊施設保有のスタンプ等があればそれをご利用いただくことは問題ありません。なお間違えて記入してしまった場合は無効とし、新たに別のクーポンをご使用ください。日付を間違えて記入したり修正液等で書き直したりした地域限定クーポンは無効となります。
8	素泊まり予約でチェックインし、当日追加した食事代を地域限定クーポンで支払うことは可能ですか。	当該宿泊施設の飲食店が地域限定クーポン取扱店舗として登録をしていれば可能です。
9	地域限定クーポンを別途、日帰りの着地型オプションツアー料金に使用することは可能ですか。	ツアー代金に充当することはできません。オプションツアー内にクーポン取扱店がある場合、当該店舗での使用は可能です。
10	お客様へお渡しした地域限定クーポン番号の管理方法を教えてください。	【様式第5号】地域限定クーポン配付実績報告書に、お渡しした地域限定クーポン番号を記載し、保管してください。
11	地域限定クーポンの枚数を間違ってお客様へ渡してしまった場合、どうしたらよいですか。	多く渡してしまった場合はお客様からの回収を、少なく渡していた場合は追加でのお渡しをお願いします。
12	地域限定クーポンの旅行開始日及び旅行終了日を誤って記入してしまった場合、どうしたらよいですか。	当該地域限定クーポンは無効となります。書き直してお客様に渡すことのないようお願いいたします。新たな地域限定クーポンに正しい日付を記入の上、お客様にお渡しください。
13	汚損・誤記入した地域限定クーポンの取扱方法を教えてください。	事業終了まで、一旦宿泊施設様で保管してください。汚損・誤記入した地域限定クーポンの券番を控える必要はありませんが、間違ってお客様にお渡しすることのないようお願いいたします。当該地域限定クーポンや事業終了後に余った地域限定クーポンの事務局への返送方法等に関しては改めてご案内させていただきます。
14	地域クーポン券を紛失してしまった場合、どうしたらよいですか。	事務局へご連絡ください。
15	地域限定クーポンが足りなくなった場合、どうすればよいですか。	事務局へご連絡ください。追加で発送いたします。なお、ご連絡をいただいてから到着までに日数を要しますので、在庫状況を見ながら早めにご連絡いただくようお願いいたします。
16	地域限定クーポンの取扱い店舗に登録したいが、手続きを教えてください。	「第2弾 県民一家族一旅行」専用ホームページに募集要領を掲載しています。ホームページをご覧ください、事務局に申請書類等をお送りください。
17	地域限定クーポン加盟登録店舗への参加申請期限はありますか。	事業実施期間中は、随時受け付けております。
18	「とちまる安心認証」取得まで3週間～4週間ほどかかるようですが、それまで県民一家族一旅行への参加登録はできないのですか。	地域限定クーポン取扱店舗への登録申請の際に、「とちまる安心認証」制度への申請意向を示していただければ、登録手続きを進めますので、「第2弾 県民一家族一旅行」専用ホームページによる手続きをお願いします。
19	「とちまる安心認証」を取得できなかった場合、どうすればよいですか。	地域限定クーポンの取扱店に登録いただいた店舗は、「とちまる安心認証」を取得することが条件となっておりますので、基準を満たし、認証が取得できるよう速やかに改善をお願いします。
20	宿泊施設において、宿泊者に宿泊代と別に費用が発生する食事（昼食等）を提供する際に、地域限定クーポンを使用できますか。また、「とちまる安心認証」を取得する必要がありますか。	食事を提供する対象者が宿泊者であっても、地域限定クーポンを使用する場合は、宿泊施設内の飲食店において「とちまる安心認証」を取得し、地域限定クーポン取扱店として登録していただく必要があります。
21	宿泊施設において、宿泊者以外の者に食事を提供する場合、「とちまる安心認証」を取得する必要がありますか。	地域限定クーポン取扱店（飲食店）として登録する場合は、「とちまる安心認証」を取得してください。当該クーポンの利用を想定しない場合は必須条件ではありませんが、認証取得をご検討ください。
	<b>【新型コロナワクチン接種済証明提示による特典の情報提供】</b>	
22	新型コロナワクチン接種済証明提示による宿泊施設独自の特典は必ず実施しなければいけないのですか。	実施を強制するものではないため必須事項ではありません。
23	新型コロナワクチン接種済証明提示による宿泊施設独自の特典を設けている場合、事務局への報告方法はありますか。	専用の申請用フォームへ入力・送信をお願いします。 申請フォーム ( <a href="https://forms.office.com/r/wV15i1tpCU">https://forms.office.com/r/wV15i1tpCU</a> )
24	新型コロナワクチン接種済証明提示による特典の情報はどこに表示されますか。	専用ホームページにて特典提供施設様であることと特典内容の概要を表示及び掲載させていただきます。
	<b>【事業参加手続き】</b>	
25	事業に参加したいが、手続きを教えてください。	「第2弾 県民一家族一旅行」専用ホームページに募集要領を掲載しています。ホームページをご覧ください、事務局に申請書類等をお送りください。
26	参加申請期限はありますか。	事業実施期間中は、令和3(2021)年11月30日（火）までです。

	質問内容	回答
27	「新型コロナ感染防止対策取組宣言」をしていないが、どうしたらよいですか。	業界別ガイドラインに沿った感染防止対策を実施してください。その上で、県HPから「新型コロナ感染防止対策取組宣言書」「ステッカー」をダウンロードし、店舗入り口に掲示してください。
	<b>【精算手続き】</b>	
28	精算書類の提出先、提出方法はどのようになりますか。	原則、データでのメール送信による提出とします。 送信先：utsunomiya012@jtb.com
29	精算書類の提出期限、振込時期はいつですか。	各月1日から末日までの実績を、翌月10日までにご提出ください。事務局で受領後、内容を審査し適正であれば、月末に事務局から振込みいたします。